

京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、日本語により意思疎通を図ることが困難な外国籍市民等（以下「外国籍市民等」という。）が、市役所、区役所及び区役所支所並びに本市事業所等の行政窓口（以下「行政窓口」という。）を利用する場合や、行政手続等に関する情報を必要とする場合に、本市の行政に関する知識（以下「本市行政知識」という。）を有する者（以下「通訳・相談員」という。）が、電話を通じて通訳等の対応を行うことなどにより、行政窓口での的確な意思疎通や正確な行政情報の提供を図り、外国籍市民等がより安心安全に生活できるようにすることを目的とする。

(通訳・相談員)

第2条 通訳・相談員は、京都市が行う研修を受けた者であって、事業活動にふさわしい通訳能力、本市行政知識及び事業の実施にふさわしい人格を有する者の中から選定する。

(事業の内容)

第3条 この要綱による事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 通訳・相談員は、行政窓口の職員から外国籍市民等の対応に関して通訳依頼を受けた場合、対応する。
- (2) 通訳・相談員は、外国籍市民等から本市の行政サービスの利用や手続等に関して問い合わせがあった場合、対応する。
- 2 京都市は、通訳・相談員の活動に関して問題が生じた場合は、事実関係等を把握するとともに、通訳・相談員及び行政窓口の職員と協議のうえ、適切な対応を行う。
- 3 事業の実施に当たり、通訳・相談員、行政窓口の職員、京都市は、その目的を尊重し、相互に協力しなければならない。

(実施場所)

第4条 京都市国際交流会館に、通訳・相談員を配置する。

(秘密保持)

第5条 通訳・相談員は、事業の実施で知り得た外国籍市民等の個人情報について、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、通訳・相談員を退いた場合も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。(平成19年4月23日決定)